

宮津市公報

平成24年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

- 30 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 1
- 31 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 1
- 32 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 1
- 33 宮津市保育所条例の一部を改正する条例 2

規 則

- 19 東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 131 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 2
- 132 宮津市の公の施設の指定管理者の指定 3
- 133 宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱 5
- 134 国民健康保険被保険者証の無効 6
- 135 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 7
- 1 宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 7
- 2 宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱 8
- 3 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託の代表者の変更届 8

公 告

- 41 平成24年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 9
- 42 公示送達 9
- 43 平成23年度農用地利用集積計画の縦覧 9

水 道 企 業

《告 示》

- 2 宮津市指定給水装置工事業者の事業廃止届 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 15 宮津市教育委員会定例会の招集 10
- 16 宮津市の公の施設の指定管理者の指定 10

《訓 令》

- 4 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 10

選挙管理委員会

《告示》

45 有権者総数の50分の1の数	13
46 有権者総数の3分の1の数	13
47 有権者総数の6分の1の数	13

条 例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第30号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表第67号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同表第92号中「日額 8,435円」を「時間額 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定により許可を受けた減額後の最低賃金額」に改め、同表備考2中「、第93号及び第94号」を「及び第92号から第94号まで」に改める。

別表第67号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同表第92号中「日額 8,435円」を「時間額 最低賃金法第7条の規定により許可を受けた減額後の最低賃金額」に改め、同表備考2中「、第93号及び第94号」を「及び第92号から第94号まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の表第92号及び備考2の規定は、平成23年10月16日以後の勤務に対する報酬から適用する。

（報酬の内払）

2 改正前の附則第3項の表第92号の規定により、平成23年10月16日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた報酬は、改正後の附則第3項の表第92号及び備考2の規定による報酬の内払とみなす。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第31号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第32号

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」

を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

* * *

宮津市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第33号

宮津市保育所条例の一部を改正する条例

宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮津市立府中保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

規 則

東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第19号

東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第131号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成23年12月20日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第5号

(1) 名 称 三丹住設株式会社

(2) 代 表 者 (変更前) 代表取締役 小 谷 仁 丸
(変更後) 代表取締役 小 谷 嘉 久

* * *

宮津市告示第132号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成23年12月28日

宮津市長 井上正嗣

- 1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 財団法人宮津市民実践活動センター
代表者 理事長 森 和 宏
所在地 宮津市字浜町3000番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 財団法人宮津市民実践活動センター
代表者 理事長 森 和 宏
所在地 宮津市字浜町3000番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 宮津市福祉センター（宮津市字鶴賀2085番地）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
代表者 会長 中 西 忍
所在地 宮津市字鶴賀2085番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 宮津市デイサービスセンター松寿園（宮津市字惣420番地の1）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人北星会
代表者 理事長 青 木 眞 久
所在地 宮津市字宮村1277番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 5 宮津市デイサービスセンターはまなす苑（宮津市字由良1289番地の1）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人北星会
代表者 理事長 青 木 眞 久
所在地 宮津市字宮村1277番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 6 宮津市農産物等直売所（宮津市字浜町3008番地）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 宮津まごころ市運営組合
代表者 組合長 野 村 一 雄
所在地 宮津市字浜町3008番地
 - (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 7 宮津市林業振興センター（宮津市字須津2268番地の4）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 宮津地方森林組合
代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春

- 所在地 宮津市字須津2268番地の4
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 8 宮津市大江山バンガロー村(宮津市字小田419番地の3)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 合同会社大江山スキー観光
代表者 代表社員 岡 伸 侍
所在地 宮津市字小田413番地
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 9 宮津市水産加工販売施設(宮津市字田井277番地の1)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 田井自治会
代表者 会長 志 達 正 一
所在地 宮津市字田井609番地
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 10 宮津市海洋釣り場(宮津市字小田宿野816番地の1地先)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 小田宿野自治会
代表者 会長 中 島 正 志
所在地 宮津市字小田宿野502番地
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 11 世屋高原家族旅行村(宮津市字松尾96番地)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 宮津地方森林組合
代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春
所在地 宮津市字須津2268番地の4
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 12 宮津市大江山スキー場施設(宮津市字小田413番地ほか)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 合同会社大江山スキー観光
代表者 代表社員 岡 伸 侍
所在地 宮津市字小田413番地
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 13 宮津市天橋立ユース・ホテル(宮津市字中野905番地)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 一般財団法人京都ユースホテル協会
代表者 会長 堀 場 厚
所在地 京都市右京区太秦中山町29番地 宇多野ユース・ホテル内
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 14 宮津市ぶらりんぐセンター(宮津市字浜町3006番地)
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 宮津美しさ探検隊
代表者 代表理事 井 上 陽 子
所在地 宮津市字浜町3006番地 宮津市ぶらりんぐセンター内
- (2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第133号

宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱を次のように定める。

平成23年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する信頼を確保するため、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金(以下「対象保険年金」という。)に係る所得(平成12年分以後の各年分の所得に限る。以下同じ。)を有する者で、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第17条の5第2項の規定により当該所得に係る個人の市民税及び府民税(以下「個人住民税」という。)の税額を減少させる賦課決定をすることができないものに対し、還付不能金(当該賦課決定をとしたならば還付をすることとなる個人住民税をいう。以下同じ。)等の相当額を個人住民税特別給付金(以下「給付金」という。)として支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、対象保険年金に係る所得を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、その者が死亡している場合は、その相続人(包括受遺者を含む。)を対象者とする。

(1) 対象保険年金に係る所得が生じた年の翌年の1月1日において、法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの

(2) 法第17条の5第2項の規定により対象保険年金に係る所得に対する個人住民税の税額を減少させる賦課決定を受けることができない者

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金等の相当額

(2) 第3項に規定する加算金

2 還付不能金の額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成16年度分以後の各年度分 アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額(当該額が零以下である場合は零とする。)

ア 各年度分の個人住民税

イ 各年度分について、前年分の総所得金額の計算につき、租税特別措置法第97条の2第5項第1号イ(2)に規定する保険年金所得に係る適用後雑所得金額(以下「適用後雑所得金額」という。)を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税相当額となるべき額

(2) 平成13年度分から平成15年度分までの各年度分 対象保険年金の最終の支払の日の属する年分(以下「最終支払年分」という。)が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、次条に規定する給付金の額の計算の基礎となる額その他の事項を証する書類等により前号の例によることができる場合は、前号に定める額とすることができる。

ア 最終支払年分が平成15年分以後のいずれかの年分である場合 各年度分について、前年分の租税特別措置法第97条の2第5項第1号ロ(2)に規定する保険年金所得減少額(以下「保険年金所得減少額」という。)に、平成15年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額のうち、当該年分の保険年金所得に係る同項第1号ロ(1)()に規定する適用前雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税となるべき額から、当該年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税となるべき額を控除した額に相当する額の占める割合(当該割合に少数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げる。以下「みなし給付

金割合」という。)を乗じて計算した額

イ 最終支払年分が平成12年分から平成14年分までのいずれかの年分である場合

(ア) 最終支払年分の翌年度分 最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算した場合における給付金となるべき額

(イ) 最終支払年分の翌年度分以外の各年度分 各年度分について、前年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額に、当該最終支払年分の保険年金所得を当該受給者等に係る平成15年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし給付金割合を乗じて計算した額

3 市長は、給付金の支給をする場合において、申請書の提出があった日の翌日から起算して3月を経過する日と給付金を支給する旨の決定があった日の翌日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日の翌日から市長が支給のための支出を決定した日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3%の割合(法附則第3条の2に規定する各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を乗じて計算した額(以下「加算金」という。)をその支給する額に加算するものとする。

4 給付金及び加算金の額を算定する場合の端数処理については、法第20条の4の2の規定を準用する。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、この要綱の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に、個人住民税特別給付金支給申請書(以下「申請書」という。)に当該給付金の額の計算の基礎となる額その他の事項を証する書類及び給付金の額の計算に関する明細書を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって給付金の支給を受けた者があるときは、給付金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第134号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成23年12月28日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0000354	平成22年4月1日	平成23年6月29日	
宮 - 0001002	平成22年4月1日	平成23年5月24日	
宮 - 0002503	平成22年4月1日	平成23年7月15日	
宮 - 0002550	平成22年4月1日	平成23年10月13日	
宮 - 0002919	平成22年4月1日	平成23年10月14日	

宮 - 0003064	平成22年4月1日	平成23年8月2日
宮 - 0003254	平成22年4月1日	平成23年5月9日
宮 - 0003354	平成22年4月1日	平成23年8月8日
宮 - 0004504	平成23年4月1日	平成23年6月6日
宮 - 0004983	平成22年4月1日	平成23年7月7日
宮 - 0005995	平成22年4月1日	平成23年6月23日
宮 - 0006333	平成22年4月1日	平成23年7月25日
宮 - 0008212	平成22年7月5日	平成23年8月26日
宮 - 0011466	平成22年4月1日	平成23年8月29日
宮 - 0015865	平成22年8月2日	平成23年6月8日
宮 - 0017198	平成22年4月1日	平成23年5月20日
宮 - 0017719	平成23年3月29日	平成23年11月10日
宮 - 0017884	平成22年4月1日	平成23年6月14日
宮 - 0018194	平成23年4月1日	平成23年8月4日
宮 - 0018515	平成23年7月20日	平成23年8月26日
宮 - 1002081	平成22年4月1日	平成23年8月1日
宮 - 1003672	平成22年4月1日	平成23年11月7日

退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1	
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日
宮 - 0003152	平成22年4月1日	平成23年11月18日
宮 - 2002461	平成22年4月1日	平成23年7月15日

* * *

宮津市告示第135号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届を受理したため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成23年12月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第21号

- (1) 名 称 有限会社安田土木
- (2) 所 在 地 宮津市字波路2229番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 安田 永 明

指定番号 宮下水道指定第26号

- (1) 名 称 株式会社正木工業
- (2) 所 在 地 福知山市字今安小字向野1589番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 正木 明 人

指定番号 宮下水道指定第90号

- (1) 名 称 株式会社ホーク商会
- (2) 所 在 地 舞鶴市字京田208番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 藤原 隆 二

* * *

宮津市告示第1号

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年1月4日

宮津市長 井上正嗣

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正す

る。

第6条を次のように改める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費のうち、耐震改修及び耐震設計に要する経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。ただし、当該額が90万円以上の場合は90万円とする。
- (2) 補助対象経費のうち、耐震改修及び耐震設計に要する経費が120万円を超える場合は、当該経費から120万円を差し引いた経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
- (3) 補助対象経費のうち、リフォームに要する経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施された耐震改修について適用し、同日前に実施された耐震改修については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第2号

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年1月4日

宮津市長 井上正嗣

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱等の一部を改正する
要綱

(宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成22年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第2項から第4項まで」を「第5条第2項、第3項又は第5項」に改める。

(宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 宮津市障害者移動支援事業実施要綱(平成18年告示第168号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「重度訪問介護」の次に「、同行援護」を加える。

(宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱の一部改正)

第3条 宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱(昭和61年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条第1項第5号」を「第28条第1項第6号」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第3号

平成23年4月1日付け宮津市告示第49号で告示した宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、代表者の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成24年1月4日

宮津市長 井上正嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 ミニストップ宮津天橋立インター店 店長 糸井 克美

変更後 ミニストップ宮津天橋立インター店 店長 丸尾 賢一

2 変更日 平成23年11月1日

公 告

宮津市公告第41号

平成24年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成23年12月2日

宮津市長 井上正嗣

受験番号

A1002 A1003 A1006 A1010

A1028 A1032 A1038

* * *

宮津市公告第42号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年12月8日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第43号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成23年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成23年12月15日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成23年12月15日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

水 道 企 業

《告 示》

宮津市水道告示第2号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成23年12月28日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S98016号

(1) 名称 有限会社安田土木

(2) 所在地 宮津市字波路2229番地

(3) 代表者 安田永明

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第15号

平成23年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月8日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成23年12月16日（金）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第16号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成23年12月28日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社団法人天橋立観光協会

代表者 会長 宮 崎 劭

所在地 宮津市字文珠314番地の2

(2) 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第4号

庁 中 一 般

各 教 育 機 関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

平成23年12月28日

宮津市教育委員会

教育長 横 山 光 彦

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 5 校長は、時間外勤務代休時間を指定するときは、別表の9に定めるところにより、時間外勤務代休時間指定書により行うものとする。
- 第13条の見出し中「変更届」を「変更届等」に改め、同条に次の4項を加える。
- 2 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の氏（以下「旧姓」という。）を使用しようとするときは、別に定めるところにより、教育長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓の使用に当たり、児童生徒、保護者、市民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。
- 4 旧姓使用職員については、各様式（履歴事項変更届を除く。）の氏名欄には旧姓を使用するものとする。
- 5 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、別に定めるところにより、教育長に届出をするものとする。

別表2 特別休暇の取扱いの項の表(2)の項中「風水震火災」を「地震、水害、火災」に、「非常災害」を「災害」に、「り災し」を「り災し、」に、「交通しゃ断等」を「交通遮断等」に、「風水害、震災」を「地震、水害」に、「滅失又は」を「滅失し、若しくは」に、「、あるいは、」を「又は」に改め、同表中(20)の項を(21)の項とし、(19)の項を(20)の項とし、同表(18)の項中「3日」を「4日」に改め、同項を同表(19)の項とし、同表中(4)の項から(17)の項までを1項ずつ繰り下げ、(3)の項の次に次のように加える。

<p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>地震、水害、火災等の災害に際して、交通遮断若しくは洪水のおそれがある場合等又は交通機関の故障、事故等に際して、所定の勤務終了の時刻に退勤するとしたならば帰宅する時間が著しく遅くなり、かつ、事故が発生するおそれがある場合等で、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないこと</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>病気休暇・特別休暇申請書</p>	<p>校長</p>	<p>特休</p>	<p>特別休暇(その他)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	---------------------	-----------	-----------	------------------

	がやむを得ないと認められる場合である。						
--	---------------------	--	--	--	--	--	--

別表2 特別休暇の取扱いの項の表に次のように加える。

(22) 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障があるものの介護等をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。 介護対象者は、条例第37条の2第3項及び職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6-2）第67条の4第2項に定める範囲とする。	1年について5日（当該要介護者を2人以上介護する職員にあっては、10日）以内でその都度必要と認められる期間	病気休暇・特別休暇申請書	校長	特休	特別休暇（その他）	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--------------	----	----	-----------	--

別表3 介護休暇の取扱いの項の表中「第37条の2第2項」を「第37条の2第3項」に、「第67条の4第3項」を「第67条の4第2項」に改める。

別表7 年次休暇の取扱いの項の表中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別表8 休日の代休日の取扱いの項の表中「勤務日等（）」の次に「時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

別表に次のように加える。

9 時間外勤務代休時間の取扱い

範囲	左記の説明	指定を与える期間	手続き		出勤簿の取扱い	備考
			申請書等区分	指定権者	日割欄	
時間外勤務代休時間の指定を行う場合	時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、割り振られた勤務時間の全部又は一部（休日を除く。）を指定することができる	時間外勤務代休時間の指定は、時間外勤務が60時間を超えた月の末日の翌日から2月以内の勤務日等（休日を除く。）について行うものとする。 時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨の申出は、時間外勤務代休時間の	時間外勤務代休時間指定書	校長	代休時間	

	場合である。	指定前に行うものとする。	
--	--------	--------------	--

附則第 4 項中「(20)の項」を「(21)の項」に、「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第45号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 4 5 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第46号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5 , 7 4 6 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第47号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2 , 8 7 3 人